

〔展望〕

国立大学の法人化後における 司法解剖のあり方について

岩瀬 博太郎

(2003年10月9日受理)

要旨

司法解剖は法医学という医学領域にとって不可欠な業務であるだけでなく、社会的にも非常に重要な役割を担っている。しかしながら、その経費に関しては、改善されるべき問題があったにも関わらず放置されてきたのが実情である。近年、犯罪は増加傾向にあり、司法解剖の数は増加してきているが、司法解剖の経費を巡っては、司法解剖が文部科学省に所属する職員の公務であるという建前の元に、嘱託者から大学に、解剖やその他鑑定に必要な諸検査の必要経費が納入されぬまま放置されてきた。そのため、解剖数が増加してきたのに、人員は文部科学省の行政改革の名の下で削減され、解剖関連設備の充実化もなさないという結果をもたらした。また、元来、鑑定業務は時間のかかる業務であるので、人員削減がなされたために、本来の大学院大学としての研究・教育業務に従事する時間が減少してしまう結果になった。来年度から国立大学は法人化されるが、これを契機に、大学法人は経費を嘱託者に請求するなどして、経費の問題を解決すべきであると考えられる。

Key words: 国立大学法人、司法解剖、法医学、経費

I. 緒言

日本における近代的法医学の始祖である片山国嘉は、「法医学とは、医学および自然科学を基礎として、法律上の問題を研究し、またこれを鑑定する所の医学科なり」と定義した。この定義にも現れているように、司法解剖による鑑定業務は、法医学という医学分野において重要な位置を占めている。これは、丁度、臨床分野における診療業務が、それぞれの科にとって重要な意義を持つことと同様である。また、司法解剖は、社会的にも重要な役割を持っており、法治国家においては不可欠な医学分野である。しかしながら、これら病院における他の医学科での診療業務と、法医学における解剖業務には、日本固有とも考えられる重

大な違いが存在する。それは、経済的基盤に関する問題であり、来年度からの法人化において、この違いは法医学教室だけでなく、大学にとっても、重要な意味合いを持ってくるものと考えられるので、その点を本稿で論じたい。

II. 司法解剖の根拠とその嘱託者

司法解剖は、嘱託者によって、法的には2種に大別される。一つは裁判所の嘱託によるもので、刑事訴訟法165条と168条で規定されている。すなわち、165条に、「裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。」とあり、168条に「鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守

千葉大学大学院医学研究院法医学教室

Hirotaro Iwase: What should be done around judicial autopsies after national university will become independent institutions?

Department of Legal Medicine, Graduate School of Medicine, Chiba University, Chiba 260-8670.

Tel. 043-226-2078.

Accepted 9, October, 2003.

する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。」とあることに起因する。一方、検察庁と警察の嘱託によるものもあり、それは刑事訴訟法第223条と225条によって規定されている。すなわち、223条では「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。」とあり、第225条には「第223条第1項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第168条第1項に規定する処分をすることができる。」と規定されることによる。

千葉大学の法医学教室で行われる大部分の司法解剖においては、嘱託者は県警本部長であり、被嘱託者である鑑定人は、当教室の医師である。つまり、その法的根拠は刑事訴訟法第223条と225条であるということになる。他県でも、千葉県と同様の嘱託が行われているが、東京都においてのみ

は、事情が異なり、東京地検からの嘱託となっている。しかしながら、東京都でも、その法的根拠は刑事訴訟法第223条と225条であることに変わりはない。

III. 司法解剖にかかる経費と実際の収入との間のアンバランス

今後大学が法人となると、設備の減価償却費の算定に関して、考慮すべき耐用年数は、他の法人と同様の取り決めに従うことになるであろう。それに従って、当教室で司法解剖を行うに当たっての経費を算定してみた。

まず、解剖検査と組織検査に関わる設備・機械の原価償却費であるが、年間5,438,266円と算定された（表1）。一方、排水・排気設備等の減価償却費は年間7,405,600円であった（表2）。また、解剖専門技官の人工費は年間7,130,400円（各種手当を除く）であった。さらにその他に、解剖に必要な、ガウン、手袋、メスの替え刃などの消耗品

表1 解剖室および組織検査に関わる機器の維持費（償却費＝取得価格×0.9÷耐用年数として算定）

品名	数量	取得価格（円）	耐用年数	償却費（円）
解剖室	解剖台	1	6,715,000	10
	遺体保存冷蔵庫	1	6,939,600	7
	解剖ノコ	1	390,000	5
	臓器撮影装置	1	1,494,762	7
	遺体証明装置	2	410,400	5
	オートクレーブ	1	376,200	7
	シャウカステン	1	96,960	5
	上皿天秤	1	46,400	5
	自動はかり	1	7,920	5
	つり秤	1	112,500	5
	ホルマリンリサイクル装置	1	3,990,000	7
	臓器真空包装機	1	1,280,000	7
	遺体計量器	1	128,000	5
組織検査室	大型滑走式ミクロトーム	2	1,105,000	10
	自動包埋器	1	9,600,000	7
	クリオスタッフ	1	2,600,000	7
	組織固定用振とう器	1	272,000	7
	パラフィン伸展器	1	192,000	7
	パラフィン溶融器	1	600,000	7
	自動染色装置	1	3,600,000	7
	全自動器具洗浄器	1	1,870,000	7
	ディープフリーザー	1	2,340,000	7
			合計	5,438,266

表2 排水・排気設備等の維持費（償却費＝取得価格×0.9÷耐容年数として算定）

	品名	数量	取得価格(円)	耐容年数	償却費(円)
空調関連	空調設備	1式	7,373,800	15	442,428
	ダクト設備	1式	1,623,020	15	97,381
	配管設備	1式	632,184	15	37,931
	電気設備	1式	6,983,855	15	419,031
給排水衛生設備	貫流式ボイラー	1基	1,400,000	15	84,000
	高圧蒸気滅菌装置	1基	25,984,000	4	5,846,400
	ガス湯沸器	2基	100,800	6	15,120
	自動軟水装置	1基	99,400	15	5,964
	各種タンク	1式	1,290,100	15	77,406
	各種ポンプ	1式	563,500	15	33,810
	給水設備	1式	1,055,698	15	63,342
	排水設備	1式	2,209,305	15	132,558
	蒸気設備	1式	186,515	15	11,190
	給湯設備	1式	163,317	15	9,799
	ガス設備	1式	2,154,000	15	129,240
					合計 7,405,600

代が必要であるが、それは1体あたり26,459円であり、年間160体を解剖する場合、4,233,440円になると算定された。これらを合計した24,207,706円（年間160体として1体平均約15万円）は、解剖と組織検査をするだけで必要となってくる経費である。またその他に、鑑定写真代や、文書作成料等や、各種検査料が必要である。薬物検査を行う場合、そのための機器として、液体クロマトグラフィー装置、GC-MS、分光光度計、遠心機などが必要で、それらの設備維持費は年間6,279,564円となる（年間160体として1体平均約39,000円）。一方、DNA検査を行う場合は、DNAシーケンサー、PCR装置などの機器が必要であり、その維持費のために、年間5,151,420円が必要である（年間160体として1体平均約32,000円）。このように、検査機器を含めた維持費の合計は年間160体として1体平均約22万円となるが、実際に薬物やDNA検査を行うとなれば、当然その都度、薬品代や人件費などの検査代が必要となる。

一方、司法解剖に関わる収入としては、文部科学省から1体につき5,000円の解剖経費が納付されている他、鑑定嘱託者から鑑定人に納入される1体一律7万円の鑑定謝金が存在する。これらを全て合計すると、年間160体の解剖があった場合、約1,200万円であると算定される（1体につき75,000円）。

このように、司法解剖による鑑定業務に必要な経費と、収入の間には、大きな較差が存在している。

IV. 収支較差の原因と結果

過去においては、解剖は経費を必要としない業務であった。そのため、文部省からの少ない予算でも充分当時の世界水準の鑑定は行えたであろう。しかし、最近は解剖自体が非常に経費のかかるものとなってきた。例えば、現在、環境問題は国民の关心の一つであり、排水・排気設備に要する経費は高額となった。また、個々の犯罪も複雑化したため、それに対応して、多種多様な検査機器を維持する必要性があり、そのための維持費は、過去に比べれば比較にならないほど高くなつた。それなのに、こうした経費は時代に対応して増額されないまま放置してきた。その原因は、大学と嘱託者の間で契約関係が発生しなかつたことも大きな原因であるが、嘱託者が支払う唯一の費用である鑑定謝金が、行った検査分を支払う従量制ではなく、定額制がとられたことも原因であろう。いずれにしても、現在、嘱託者からの支払いは僅かに7万円であり、大学も法医学教室の業務向上のために予算を使えないという状況が継続してきた。この結果が、前述の、必要経費と収入の較差として現れている。現在のところ、人件

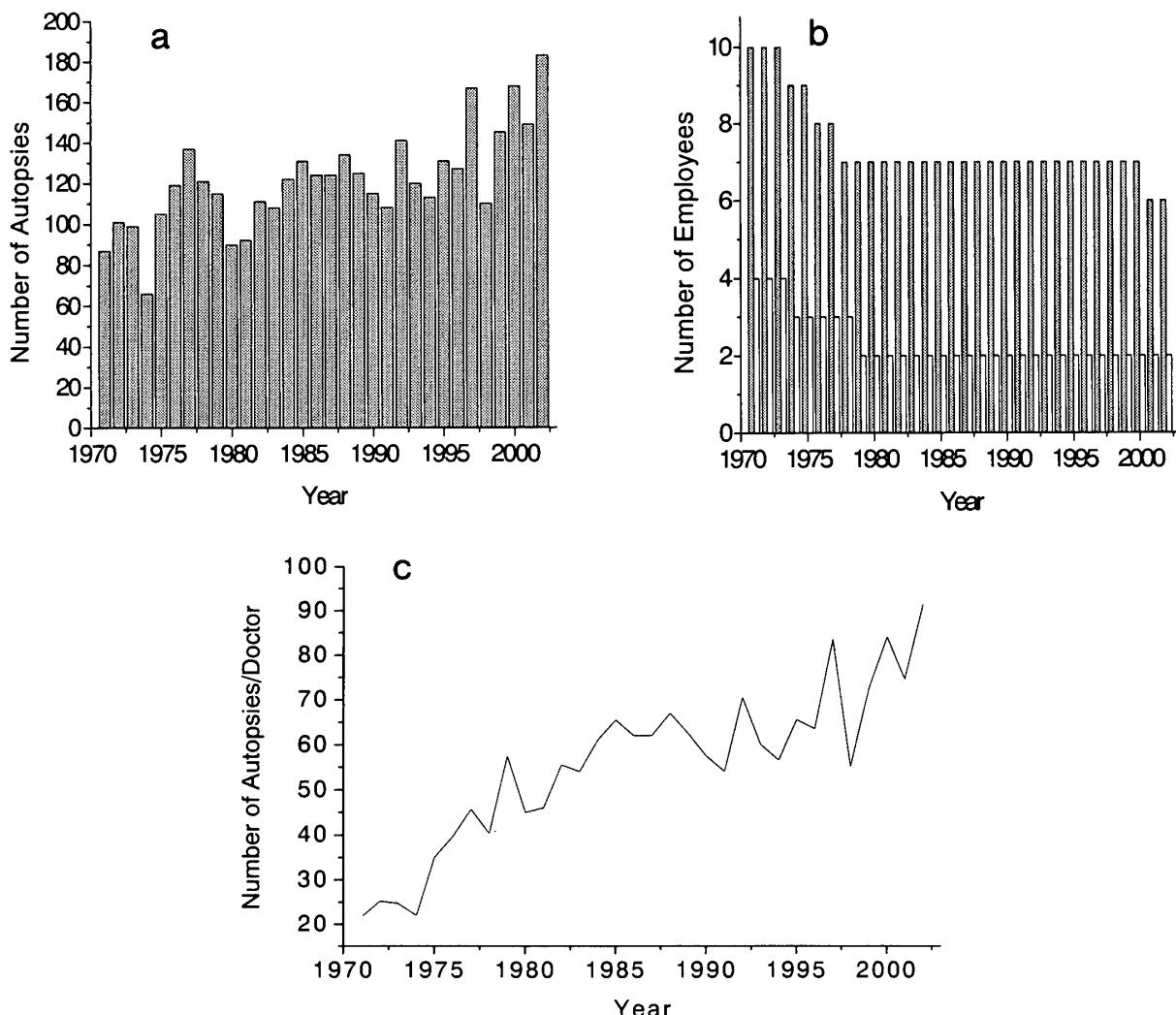


図1 千葉大学法医学教室における、a:解剖数の推移、b:職員数の推移（灰色：職員総数、白：医師数）、c:医師1名あたりの解剖数の年次推移

費と排水・排気設備の維持は、大学の予算からの持ち出しで処理されているが、各種検査機器に関しては、過去に科学研究費などで研究目的で購入したものをそのまま業務に使用し、その後の機器の更新ができていない。つまり、裁判上、また社会上、重要な意義を持つはずの司法解剖による鑑定業務は、老朽化した検査機器による鑑定結果の上に成り立っているとも言える。このように、法医学教室での鑑定業務は、過去のある時代のレベルで固定されたまま発展できなくなってしまった。

一方、経費の問題は、人員と教育・研究にも影響を与えてきた。過去においては、法医学教室の人員数は現在より多く、また大学で行われる解剖数が少なかったので、業務が研究・教育業務を圧

迫していなかった。しかし、近年になって、犯罪の増加により、全国の法医学教室で、解剖数が増加したのに（図1a）、人員は文部省の経費削減で減少するという事態になり（図1b）、医師1名あたりの解剖による負担が著しく増大したため（図1c）、問題が表面化してきた。解剖1体には、最低医師1名と職員2名であるが、解剖1体に要する時間は約3時間から8時間であり、解剖が終わった後も、組織検査等の諸検査や鑑定書作成に時間を要するので、解剖数が増加し、職員数が減少したことで、鑑定業務ばかりに時間が割かれ、研究・教育のための時間が少なくなってしまう事態となった。もし仮に、鑑定嘱託者から、充分な経費が支払われていれば、解剖数の増加に見合った職員数の増員が可能で、研究・教育業務を圧迫

しなかったであろう。

このように、経費の問題は、法医学教室に鑑定業務の質の低下と、研究・教育面の圧迫という結果を招いたと考えられる。

V. 法人化前後における司法解剖の大学における位置付け

これまで文部科学省は司法解剖を公務であるとしていた。しかし、研究・教育目的の解剖という意味での公務と位置付けたためか、一貫して、捜査目的での検査代や検査機器購入などの費用の捻出は行ってこなかった。一方で、嘱託者である警察は、解剖代や薬物検査代などの解剖経費は文部省が捻出すべきだと考えていたのか、鑑定謝金以外に薬物検査代などの必要経費を支払ってこなかった。このように、司法解剖のあり方を巡っては、文部科学省と警察庁の責任の擦り合いのような状況があったと思われる。

一方、法人化後は、文部科学教官としての公務としての司法解剖の位置付けは不明確になる。それに代わって、大学法人が主体となって、司法解剖を独自に位置付ける必要が発生する。その際、仮に司法解剖業務を、これまでと同様に大学予算の持ち出しが必要な限定的予算に依存するのであれば、研究・教育に必要な症例のみを限定的に解剖する必要性がでてくるであろう。その場合、例えば、感染症がないとわかっている遺体のみを選別したり、学生の実習日に限って解剖をするなど、大学主体による研究・教育に主眼をおいた選別を行って出費を抑制することなども考えなくてはならない。しかし、このようなことは全く現実的ではない。なぜなら、全ての司法解剖は、大学の研究・教育目的ではなく、捜査を目的とした警察からの嘱託で行われているからである。従って、司法解剖に必要な経費は、少なくとも必要十分なだけ、嘱託者が支払うべきであるということになる。つまり、司法解剖は附属病院での診療業務と同様な位置付けで運営し、その上で、学生や大学院生の研究・教育を行うべきであると考えられる。しかしながら、現状では、司法解剖では、病院における診療報酬のような取り決めが存在しないので、必要な経費が嘱託者から大学に納入で

きていない。そのため、法人化後は新たに取り決めを作つて、嘱託者である警察等が、大学へ経費を納入する制度を構築しなくてはならない。そのためには、まず、警察からの唯一の納付金である鑑定謝金の制度を見なおす必要性があるだろう。

VI. 鑑定謝金の位置付けと今後のあり方

警察からの唯一の納付金である鑑定謝金とは、一体何であろうか。これまで、個々人によってその捉え方はまちまちであったが、概して、法医学教室の鑑定業務の必要経費としてや、研究費の補助として使われていたのが実情である。その中で、数年前から、国税局は、鑑定謝金を個人所得として課税するようになった。この措置は、研究費や経費として教室経理に収めていた法医学者達にとっては驚きであったが、これによって、国は謝金を個人所得であると初めて公式に定義づけた。一方で、文部科学省が司法解剖を公務であるとしたため、国立大学の人員と設備の鑑定での使用も公務であると考えられ、大学と鑑定人の間または大学と鑑定嘱託者の間に使用契約が発生しなかつた。また、鑑定にあたって大学に支払うべき経費に関して、大学からの提示も無かつた。そのような中での個人所得としての定義づけであったので、鑑定謝金は、鑑定人個人に納入される以上、全額が個人所得であり、鑑定人から教室経理に納入されていた経費は、個人の善意に基づく寄付に過ぎないことになった。刑事訴訟法第173条には、「鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。」と記載されているが、この規定も参考にすると、これまで納付されていた鑑定謝金は鑑定人の交通費、日当、鑑定料としての個人的報酬であったに過ぎず、解剖に必要な経費に関しては、大学からの請求が公式に無かつたので、その分は含まれていなかつたということであろう。今後は、解剖にかかる経費は大学が主体となって鑑定嘱託者に別途に請求していくねばならない。

このように、鑑定謝金は非常に定義づけが曖昧なものであったのだが、その他にも根深い問題が存在した。これまでの謝金制度では、嘱託者

から大学へ経費を直接振り込むことは、国から国への資金の移動ができないという理由で、不可能であった。そのため、鑑定人を経由して教室経理に経費を納入するような状況であったが、前述のように、それは寄付行為であったに過ぎない。また、謝金の額も小額かつ定額であるために、既述したように、それによって人員増員や設備増設などもできず、解剖数が増えた時に、鑑定業務が研究・教育を圧迫してしまった。このように、現行の鑑定謝金の制度には非常に問題が多いものと考えられる。

ところで、謝金額の問題に関しては、解決の際、東京都での司法解剖と全国の精神鑑定で支払われる謝金は参考となるかもしれない。東京都内で行われる司法解剖に関しては、行った検査の量に応じて料金が上がる従量制の鑑定料制度が採られており、1体につき20~30万円程度の経費が嘱託者により支払われている。また、全国の精神科でおこなわれる精神鑑定においても、東京都の司法解剖と同様の扱いが為されているようである。しかしながら、このような事実は、東京以外の全県における司法解剖に対する行政の扱いを一層不可解なものとして際立たせている。

VII. これからの鑑定・鑑定料はどうあるべきか？

個人的には、問題の多い従来の鑑定謝金の制度は廃止すべきであると考えるが、この辺りは、法医学学者の中でも賛否が分かれる所かもしれない。しかしながら、従来の謝金制度の廃止や存続に関わらず、法人化後は、嘱託者である警察は、鑑定嘱託にあたって、大学に対して、解剖施設と職員の使用に関して許可を取るか、正式な契約を行う必要があるだろう。契約できる場合には、解剖に必要な経費である約22万円のほかに、個々の鑑定でなされた検査に関する検査費や文書作成料等も大学は請求すべきである。検査費を請求することには重大な意義がある。なぜなら、検査費なしには、今後、先進的な検査機器を試験的に導入し、それが業務に有用であることが判明しても、こうした検査機器を維持することができなくなるためである。

経費納入の方法も大幅に変更すべきである。こ

れまでのよう、警察庁から国立大学への納入ができないから鑑定人個人にしか振り込めないという理由は、法人化後にはなくなる。鑑定に必要な経費を直接大学へ納入することは制度上可能になるであろうし、そうするべきであると考えられる。かつて各大学で、病理解剖受託に関して規程が作られたのと同様に、大学が主体となって、司法解剖の受託に関する規程を作り、運用していく必要がある。

一方で、大学が主体となって行うべきことも出てくる。将来、鑑定の嘱託数が増加してきた場合は、それに応じて増加する収入に基づいて、司法解剖で必要な解剖設備や、検査設備、人員を増大させなくてはならないであろうし、従来は法医学教室が行っていた検査におけるクオリティーコントロールの問題も大学主体で行うべきであろう。また、個々人の行った鑑定業務も、研究・教育業務と同様に、個人の業績と捉え、評価する給与体系の構築も必要となってくるであろう。

VIII. 結語

国家的視野から見れば、司法解剖による鑑定の質を国際的水準に維持することは、法治国家であるだけでなく先進国であることを自負する日本の面子にかけてもなすべきことである。そのためには、こうした司法解剖に存在する経費の問題を解決する必要があるが、そのためには2つの方法が存在する。一つの方法は、ヨーロッパ諸国で行われている制度と同様に、法医学教室だけを法医学研究所のような予算上独立した機関として、国営のまま維持する方法である。もう一つの方法は、鑑定嘱託者が大学と契約し、司法解剖に関わる必要経費を納入する方法である。既に法医学教室は、他の医学分野と同様に法人化されることは決定済みなので、現在のところ、取るべき道は後者のみであると考えられる。

別の問題として、大学医学部などの研究・教育施設で司法解剖を行う必要性はあるのだろうかとの根本的な問い合わせであろう。この答えは、過去において、法医学の実務に端を発した研究によって、法医鑑定だけでなく、血清学やDNA研究が発達してきたという史実を見れば明らかであろ

う。研究・教育機関である大学で鑑定業務を行うことは、将来の法医実務の発展と、法医以外の関連領域の研究発展につながり、また、これら領域の人材の教育・育成にもつながるのである。近年の法医学の衰退は、経費の問題が先送りされてきたために発生した一過性のものであるように思える。法医学の社会的ニーズは増大しており、ニーズに応じた経費増大が試されれば、この分野は大きく発展して行く分野ではなかろうか。だからこそ、大学における司法解剖業務を前向きに推進する必要があると思われる。その際、これまでのように、解剖業務が研究・教育を圧迫するのではなく、業務・研究・教育が三つ巴で互いに増進しあうことが理想であり、そのためには経費の問題が解決されるべきであると大学側も認識すべきであろう。今後、もしも、司法解剖における経済基盤が確立された場合、解剖增加や犯罪の複雑化に対応して、人員と設備を増大させることができとなり、日本の法医鑑定の質が国際水準に追いつき、追い越すことも可能となるだけでなく、法医に関する他分野の発展や、新分野の萌芽にも役立つものと思われる。

現在、千葉大学においては、テロ対策や、SARSなどの外来感染症に対する危機管理を目的とした、緊急時対応システム講座が発足している。法医学としても、こうした地域協力業務には積極的に関わるべきであろう。しかし、こうした大学の真摯な取り組みを維持するためにも、法医学における司法解剖の経費の問題は、解決されなければならない。なぜなら、治安上の地域協力業務を今後大学が行う場合、司法解剖でおきていたのと同じ経費の問題の発生が予想されるからである。大学を主体とした司法解剖に関する経費の見直しが

成功した場合、こうした新しい業務にあっても良き前例となるのは間違いない。逆に、司法解剖を巡る問題がこのまま放置されれば、法医学やその他の危機管理に関わる業務の研究・開発とその実務応用に弊害を招くであろう。その結果、国家にとっても犯罪抑止力が年々減少し、国家を危うくする結果を招くであろうことは、自明であろう。

IX. 謝 辞

この場をお借りして、資料を集めさせていただいた、千葉大学大学院医学系研究院法医学教室の教員の皆様に心から感謝申し上げます。

SUMMARY

Needless to say, judicial autopsies are essential in the field of forensic medicine. Furthermore, they are very important for our society. However, there have been problems as to their costs. Although numbers of crimes and autopsies are increasing every year, the government has never taken the problems into consideration. So far, the autopsies have been performed by employees of the national universities as public servants and their costs are assumed to be paid by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). For that reason, the costs have never been paid by clients (police or prosecutor). As a result, due to limited budget for a whole university from MEXT, the number of employees has been reduced and hardware for autopsies has never been improved in spite of increasing autopsies. In such situation, only a few employees must work for many autopsies and there is only a small time for research and education, which are originally essential work for university. National universities will become Independent Administrative Institutions next year and they will have rights to ask clients to pay the costs. With this chance, the problems of the costs should be solved.